

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

福岡県行政手続条例施行規則（平成八年福岡県規則第一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(記録等)</p> <p>第六条 条例第十条第三項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載し、座長が署名しなければならない。</p> <p>一 公聴会又は協議会の件名</p> <p>二 日時及び場所並びに協議会にあつては協議の公開又は非公開の別</p> <p>三 出席した公述人又は構成員の住所又は職名及び氏名</p> <p>四 発言者の氏名及び発言の要旨</p> <p>五 公聴会又は協議会の経過に関する事項</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>2 座長は、書面、図画、写真その他必要と認めるものを議事録に添付することができる。</p> <p>3 条例第十条第三項に規定する協議書にあつては座長及び構成員が、理由書にあつては座長が署名しなければならない。</p>	<p>(記録等)</p> <p>第六条 条例第十条第三項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載し、座長が署名押印しなければならない。</p> <p>一 公聴会又は協議会の件名</p> <p>二 日時及び場所並びに協議会にあつては協議の公開又は非公開の別</p> <p>三 出席した公述人又は構成員の住所又は職名及び氏名</p> <p>四 発言者の氏名及び発言の要旨</p> <p>五 公聴会又は協議会の経過に関する事項</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>2 座長は、書面、図画、写真その他必要と認めるものを議事録に添付することができる。</p> <p>3 条例第十条第三項に規定する協議書にあつては座長及び構成員が、理由書にあつては座長が署名押印しなければならない。</p>